

方果生れたるもととする。考えたるもとを進めるに、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。考え方の考究が連携し、また組織を進めることによっては、統一的な保管理が実現される。主として、市町村等の関係団体が連携して、個体群の生態状況を基に保護管理を進める。また、特定計画の実施に当たっては、地元市町村及び都道府県等に係る調整、推進、共通の情報に基づく対策の実施を行う。このように、隣接する個体数の整備、被害防除等の手法の統一等を図り、適切なモニタリングを行う。

本県に於ける鳥類の生態を調査する目的で、各都道府県に於ける鳥類の生態を調査する。

全国的、国際的な見地から、II 第四の記述内容のうち、必要と認められる事項について、その内容に準じて実施するものとする。

生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るも
のとする。特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考え方
を基に、地元市町村等の関係主体が連携し、個々の情報に基づき、
地域個体群等に係る調整を行なうモニタリング手法の統一等を図り、
被害防除対策の推進のための広域的取り組みを図ることとする。

(1) 特定輸入基準による鳥獣は、法施行規則第 27 条に規定する要件を満たすが、(2) 第 2 項象種を踏まえつつ、以下のアからウのいずれかをもつて該要件を満たす。

ア 輸入実績のある鳥獸の種のうち、我が国に生息する鳥獸と同種であること。
イ 入の実績があり、現に多數が飼養されている種であること。
ウ 入規制、国内の自然環境保護法等の規制がある種以外の種であること。

実績があり、現に多数が飼養されている種であること。他の自然環境等の規制の対象とされていない種である。

(2) 特定輸入鳥獣の取扱い、標識等の特定輸入鳥獣の違法性に活用することとする。

国と都道府県が連携し、特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めることとする。

3 国の鳥獣捕獲許可の許可基準

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、II 第四の記述内容のうち必要と認められる事項について、その内容に準じて実施する。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り(ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの場合は、現行の鳥獣保護計画の延長後)鳥獣保護事業計画の作成に当該計画に係る事項(以下「特別保護地区」及び「都道府県」)、特別保護地区が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県」という)、特別保護地区(以下「都道府県」)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)、特別保護地区(以下「都道府県」という)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)、「特別保護地区」の盛り込むものとする。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の作成期間は、都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県」という)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)において「特別保護地区」という)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)に係る事項(以下「特別保護地区」及び「都道府県」という)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)、「特別保護地区」の盛り込むものとする。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、鳥類の卵の採取等を禁止しその生息環境を保護することを目的として指定される生物多様性の保護に努めるものとする。このような観点から、鳥獣保護区を盛り込むものとする。

2 鳥獣保護区の指定方針

1 保育した生存を確保することにより、鳥獣の保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区の指定に応じては、地域の実情に応じ、以下の鳥獣保護区(以下「特別保護地区」という)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)の盛り込むものとする。

2 保育した生存を確保することにより、鳥獣の保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区(以下「特別保護地区」という)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)の盛り込むものとする。

3 保育した生存を確保することにより、鳥獣の保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区(以下「特別保護地区」という)及び休獣区(以下「鳥獣保護区」という)の盛り込むものとする。

示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護を明確に示すものとする。	(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間の自然的状況に応じて必要と認められる場合は、は、1に示した鳥獣保護区の特性に応じた保護を明確に示すものとする。
(2) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。	(1) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。
(3) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。	(2) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。
(4) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。	(3) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。
(5) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。	(4) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。
(6) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。	(5) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。
(7) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。	(6) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。
	(7) 鳥獣の生態環境に努め、鳥獣保護区をから、偏りなく配置する。
	3. 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
	3. 鳥獣保護区は、次の区分に従つて指定するものとする。

鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域により指定するものとする。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区
森林に生息する鳥獣の保護を図るために、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保とともに資源の保護を図る。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域により指定するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha(北海道では20,000ha)ごとに一箇所を選定し、森林面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

面積区ごとに、次の要件を満たすいすれかの地域から選定するものとし、その形態はできる限りまとまりをもつた固地状などとする。

①多様な鳥獣が生息する地域
②鳥獣生息地
③植生、地形
④天然林

2) 多様な鳥獣が生息する地域
①鳥獣生息地
②天然林
③植生、地形
④天稟溪流又は沼沢を含む地域

3) 多様な鳥獣が生息する地域
①鳥獣生息地
②天然林
③植生、地形
④天稟溪流又は沼沢を含む地域

4) 多様な鳥獣が生息する地域
①鳥獣生息地
②天然林
③植生、地形
④天稟溪流又は沼沢を含む地域

- (1) 森林鳥獣生息地の保護区
森林に生息する鳥獣の保護を図るために、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保とともに資源の保護を図る。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域により指定するものとする。
- 指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha(北海道では20,000ha)ごとに一箇所を選定し、森林面積は300ha以上となるよう努めるものとする。
- 面積区ごとに、次の要件を満たすいすれかの地域から選定するものとし、その形態はできる限りまとまりをもつた固地状などとする。
- ①多様な鳥獣が生息する地域
②鳥獣生息地
③植生、地形
④天然林
- (2) 大規模生息地の保護区
行動範囲が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保とともに資源の保護を図る。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域により指定するものとする。
- 指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha(北海道では20,000ha)ごとに一箇所を選定し、森林面積は300ha以上となるよう努めるものとする。
- 面積区ごとに、次の要件を満たすいすれかの地域から選定するものとし、その形態はできる限りまとまりをもつた固地状などとする。
- ①猛禽類又は大型哺乳類、温帯林、温帯草原等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
②暖帶林、温帯草原等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
③地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域
- (3) 集団渡来地の保護区
集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき省令で規定されるものは除く。)の保護を図るために、これらの環境要素を保護するため、大規模生息地の保護区を指定する。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域により指定するものとする。
- 指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha(北海道では20,000ha)ごとに一箇所を選定し、森林面積は300ha以上となるよう努めるものとする。
- 面積区ごとに、次の要件を満たすいすれかを満たす地域のうち必要な地域を指定する。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域により指定するものとする。
- ①猛禽類又は大型哺乳類、温帯林、温帯草原等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
②暖帶林、温帯草原等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
③地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域

現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数等を踏まえた配慮どなるよう配慮するための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。	①現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数のうち、最も可貴な限り含めるものとする。
	②かつて渡来する鳥獣の種又は個体数が多かつた地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要と可能と考えられるもの
現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数のうち、最も可貴な限り含めるものとする。	①多い地域
	②かつて渡来する鳥獣の種又は個体数が多かつた地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要と可能と考えられるもの
(4) 集団繁殖地の保護区	(4) 集団繁殖地の保護区
	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護区を図るため、樹木、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地を保護する。
(5) 水面等の保護区	(4) 集団繁殖地の保護区
	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護区を図るため、樹木、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地を保護する。
(6) 生息地回廊の保護区	(4) 集団繁殖地の保護区
	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護区を図るため、樹木、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地を保護する。
(7) 身近な鳥獣生息地の保護区	(4) 集団繁殖地の保護区
	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護区を図るため、樹木、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地を保護する。
(8) 特別保護地区の指定	(4) 特別保護地区の指定
	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護区を図るため、樹木、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地を保護する。

